規

則

目

次

号外第二十七号

(月曜日) 二月三十日

平成二十

規

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則...

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

(対策案)

みこ

課も

:

三.

5

則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県規則第三十六号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則 (平成十四年十一月青森県規則第七十四号) の

. . . 部を

次のように改正する。

別表第一 (第四条関係) 別表第一から別表第三までを次のように改める。

当該年度に要した額に基づき算定する経費

関係 関係 保線 区分 法面修繕災害要注箇所の除草等 除草 排水設備改良 排水設備修繕 盛土及び切取り修繕 橋りょう修繕 (ペイントによる塗装に限る。 踏切改良 伸縮継ぎ目前後の溶接 橋まくら木交換 分岐まくら木交換 並まくら木交換 線路諸標及び車止め修繕 設備建物修繕 落石及び雪崩止めさく等修繕 水位計等改良 土留壁改良 土木構造物検査 鉄道林保守 乗降場設備修繕 下水修繕 トンネル防水修繕 こ線橋修繕 土留壁修繕 凍上作業 道床安定剤散布 ロングレー ル設定替え レール遊問整正 PCまくら木交換 踏切修繕 踏切仮撤去復旧 PC修繕 I 事 (維持及び管理に係るものに限 種 別 等 当該年度に要した額 当該年度に要した額 の五十を乗じて得た額 当該工事種別等ごとの当 の七十を乗じて得た額 該年度に要した額に百分 当該工事種別等ごとの当 該年度に要した額に百分 金 額

		_																			
関 保係 線	区分	当										1	设電荷気					係	備智	害が	
及び新設 除雪関係が まくら木の	I	当該年度におけ	電気設備検修 電気設備検修	通信設備修繕踏切保安設備修繕	圧器を含む。) 配電盤及び配電線路修繕	駅照明電力料金コンクリート村等取替え	コノアノ・主義踏切保安装置修繕	信号保安設備修繕	『気伝での幾を一般用電力料金	照明設備修繕	電車線路付属設備修繕	変電所信号そ	ポイントヒー語楽線修繕	を含む。)	線路災害復旧費線路災害警備等	資材管理システム運用	施設設備システム運用	軌道中心間隔測定車運行		ノー レ深昜車軍	机 鱼 食 川 亘 種 電
設 備 交 扱 び	事	け る 減	位	修 成 表 繕 備 置 修 様	ひ配電炉	八料 柱 金	衣置修缮	改備修 様 7	ガ料金	106	11属設備		ター		侵 温 借 費 等	ンスティ	ンスティ	间隔測定	測定車運	レ罙昜車運引	型 快 運 査 丁
及び新設除雪関係設備及び機器の取替え、な及び新設 (種別変更に限る。	種	価償却費に	通 力 設 設 備 備	护 苗 护苗	路修繕 (取者え	大河	J	レ		修繕	心電力料金	· 修善		(災害保険料及び応急復旧費	4運用	運用	上車運行	行	J	
ත	別	相当する	に 限 る。)		小変 圧 器			21	ノミを美			玉			科 及 び 応						
改良、購入	等	額に基づ			小変圧器及び中変										急 復 旧 費						
却費に相当する額	金	る減価償却費に相当する額に基づき算定する経費											当該年度に要し								当該年度に要した額
お額減価償	額												た 額								た 額

てノニ質		=	0 % / /	有交三をこうけら成五省
3 力 名	88	関ニ	盛土及び切取り改良係るものに限る。) ポープ・アイン コージュー(価値 4 万で 夏音 4 日	却費に相当する額
			こ線橋の取替え及び改良災害検知装置等の取替え、改良及び新設	
			トンネルの改修及び新設	
			下水の改良及び新設	
			乗降場設備改良	
			鉄道林の改良及び新設	
とうこ湏			土木構造物検査機器の取替え、改良及び購入	
3した客			除雪関係設備及び機器の取替え、改良、購入	
			及び新設	
			土留壁新設	
			排水設備新設	
			水位計等新設	
			落石及び雪崩止めさく等の改良及び新設	
			あらり二根る。/ あらり二根る。/	
			線路諸標及び車止めの取替え、改良及び新設	
	14	検査		当該年度における減価償
		· 災	Λ	却費に相当する額
	<u></u>	害警	資材管理システムの取替え、改良及び新設	
	/ 5. /#	係備関		
		電気	吊架線の取替え、改良及び新設ない。	当該年度における減価償
	±π	設備		却費に相当する額
			w	
費			レーレボンドの双替え、攻曳及び新没電気車でで梯の耳替え、改良及び新設	
			帯の取替え、	
額			踏切保安装置の取替え、改良及び新設 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
pける				
9る額 信			(小笠王器及び中変王器を含む。) 配電盤及び配電線路の取替え、改良及び新設	
			信号保安装置の取替え、改良及び新設(対象圧器がて中落圧器を含む))	
			踏切保安設備の取替え、改良及び新設	

別表第二 (第四条関係)

当該年度に要した額に基づき算定する経費

指令システムの取替え、改良及び新設通信設備の取替え、改良及び新設

		I				
設電備気	関土 係木				関 保 係 線	区分
変電設備修繕	橋りょう修繕	レールの工事用臨時列車運砕石の工事用臨時列車運行	踏切修繕 踏切仮撤去復旧 P C 修繕	橋まくら木交換分岐まくら木交換 並まくら木交換	ロングレール交換 (ロングレール化を含む。) 接着絶縁レール及び伸縮継ぎ目交換 分岐器部分交換 (分岐器弾性化を含む。) 接着絶縁レール及び伸縮継ぎ目交換 道床交換 道床交換 道床交換 道床で換 が岐器部分交換 が岐器部分交換 が時間がある。)	エ
繕		事用臨時列	復旧	小交換 小交換 換	マルチプル マルチプル で で で で で で で で で で で で や に 分交換 の で で や に の で や に の の で が の の の の の の の の の の の の の	事
	(ペイントによる塗装を除く。	の工事用臨時列車運行工事用臨時列車運行			ルタイタンパー による ・ ター による	種
	る塗装を設	13			クレール化を含む。) 性化を含む。) 継ぎ目交換 による軌道整備 による軌道整備	別
	除 る)				固備備の分割を	等
当該年度に要した額	当該年度に要した額	当該年度に要した額	の五十を乗じて得た額該年度に要した額に百分当該工事種別等ごとの当	の三十を乗じて得た額該年度に要した額に百分当該工事種別等ごとの当	当該年度に要した額	金
た 額	た 額	た 額	て 得 た 額 に 百 分	に額に百分 等ごとの当	た 額	額

設 電 備 気

トロリー 線修繕

当該年度に要した額

金

額

二 当該年度における減価償却費に相当する額に基づき算定する経費

別表第三 (第四条関係)

設 電備 気	関土係 木	関 保 係 線	区分
変電所設備取替え	橋りょう架け替え	保守基地設備の改良及び新設と線用機械器具の取替え、改良及び購入道床及び路盤の改良及び新設道床及び路盤の改良及び新設がはい一ル付属品の取替え、改良及び新設がは器の改良及び新設をしていの交換(種別変更に限る。)及びレールの交換(種別変更に限る。)及び	I
脚取替え	木け替え	で手基地設備の改良及び 線用機械器具の取替え に及び路盤の改良及び によりで に に に に に に に に に に に に に に に に に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る	事
		で の 取替え、 改良及び 新設 取替え、 改良及び 新設 取替え、 改良及び 新設 の の の の の の の の の の の の の	種
		良 及 る 及 び 。 び 新	別
		購 設 及 び 新 設	等
却費に相当する額当該年度における減価償	却費に相当する額当該年度における減価償	却費に相当する額当該年度における減価償	金
額減価償	で 額 減価償	る額 河る減価償	額

区分	当
I	当該年度に要し
事	た 額
種	に基づき質
別	発定する。
等	る経費

一 当該年度における減価償却費に相当する額に基づき算定する経費

設電備気	区分
トロリー	I
線の改良及び	事
及び新設	種
	別
	等
お費に相当する額	金
る額 減価償	額

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する 青森県児童福祉法施行細則 (昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次

第 一条中 「、里親の認定等に関する省令 (平成十四年厚生労働省令第百十五号。 以

下 第十五条を削り、 「里親認定等省令」という。 第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする)」を削る。

項中 号様式」に改め、同条を第十三条とする。 の四」を「第二十号様式」に改め、同条第四項中「第十七号様式の五」を「第二十一 第十二条の二第一項中「第十七号様式の二」を「第十八号様式」に改め、 「第十七号様式の三」を「第十九号様式」に改め、同条第三項中「第十七号様式 同条第二

2

第十六条中「第二十一号様式」を「第二十二号様式」に改める。

第十七条中「第二十二号様式」を「第二十三号様式」に改める

報

第二十条中「第二十三号様式」を「第二十四号様式」に改める

届書 (第二十五号様式) を「児童自立生活援助事業等変更届書 (第二十六号様式) に 業等開始届書 (第二十五号様式) に改め、同条第二項中「児童自立生活援助事業変更 「児童自立生活援助事業等廃止 (休止) 項中「児童自立生活援助事業開始届書(第二十四号様式」を「児童自立生活援助事 第二十一条の見出しを「 (児童自立生活援助事業等開始届書等) 」 に改め、 同条第三項中「児童自立生活援助事業廃止 (休止) 届書 (第二十六号様式) 届書(第二十七号様式」に改める。 同条第 を

第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条中「第三十一号様式」を「第三十四号様式」に改め、 同条を第二十六条

第二十三条第一項中「第二十九号樣式」 「第三十号様式」を「第三十三号様式」 一に改め、 を「第三十二号様式」に改め、 を「第三十号様式」に改め、 同条を第二十五条とする。 同条第二項中 同条第二項

|第二十八号様式」を「第三十一号様式」 第二十二条第一項中「第二十七号樣式」 に改め、 同条を第二十四条とする。

第二十一条の次に次の二条を加える。

一時預かり事業開始届書等

第二十二条
法第三十四条の十一第一項の規定による届出は、 書 (第二十五号様式) によらなければならない。 一時預かり事業開始届

- 2 十六号様式) によらなければならない 法第三十四条の十一第二項の規定による届出は、一時預かり事業変更届書 (第二
- 法第三十四条の十一第三項の規定による届出は (第二十七号様式) によらなければならない 時預かり事業廃止 (休止) 届

3

(養育里親名簿の登録の申請書等)

第二十三条 長を経由して知事にしなければならない。 養育里親名簿登録申請書 (第二十八号様式) により、 省令第三十六条の三十七第一項及び第二項の規定による申請書の提出は、 居住地を管轄する児童相談所

- 調査書 (第二十九号様式) を添付し、知事に進達しなければならない。 三十七第二項の規定による申請書の提出があつた場合にあつては、専門里親として 庭等の状況について調査を行い、養育里親名簿に登録すること (省令第三十六条の 養育里親名簿に登録すること) の適否について意見を付し、当該申請書に養育里親 児童相談所長は、 前項に規定する申請書の提出があつたときは、 当該申請者の家
- 3 省令第三十六条の三十八第二項の規定による通知は、前項の進達をした児童相談 所長を経由して行うものとする。

第14条」を「第14条第1項、第15条」に改める。 第十五号様式中「 第14条」を「、第12条、第14条、 第15条」 ĺĆ 「第13条第1項

第14条」を「第14条第2項、第15条」に改める。 第十六号様式中「 第14条」を「、第12条、第14条、 第15条」 ΙĆ 「第13条第2項

か」に改め、 悪に、 廃止(休止)届書」や「児童自立生活援助事業等(一時預かり事業)廃止(休止)届 の記中3を4とし、 第三十一号様式中「※24※」を「※26※」に改め、 第二十七号様式中 第二十八号赫式中「純22條」 第二十九号樣式中「꽮23涨」 第三十号様式中「\23%」を「\25%」に改め、同様式を第三十三号様式とする。 第二十六号様式中 「児童自立生活援助事業を」や 「第34条の3 第 3 頃」の次に「 (第34条の11第 3 頃) 」を加え、 2を3とし、 「第22条」を「第24条」に改め、 を「第24※」に改め、 を「第25%」に改め、 1を2とし、 「児童自立生活援助事業等 同記に1として次のように加える。 同様式を第三十一号様式とする。 同様式を第三十二号様式とする。 同様式を第三十四号様式とする。 同様式を第三十号様式とする。 「児童自立生活援助事業 (一時預かり事業)

事業の種類及び内容

第二十六号様式を第二十七号様式とし、 同様式の次に次の二様式を加える。 養育里親になることを希望する理由

従前に里親であつたことがある場合にはその旨及び他の都道府県において里親であつた場合には当該都道府県名

一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育す とを希望する場合にはその旨

(I

児童福祉法施行規則第1条の36第3号の要件に該当する事実

専門里親研修を修了

した年月日又は修了する見込みの年月

Ш

年

Ш

Ш

児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当する事実

第28号樣式 (第23条関係)

併

田

Ш

悪

青森県知事

(電話番号)

宇

疋

加

(11)

凩

쌝

により、下記のとおり申請します。 養育里親になりたいので、 児童福祉法施行規則第36条の37第1項 (第2項)の規定

育里親名簿登録申請書

癥	兇	ÿ\$S	i_<	旧川	h e	Çχ	品有品	₩ -	熫	
		>	- Ì	FD Z			田淵		希望す	
親研	6	5	4	3	2	1	패	Ж	う	
「修を修了									る養育里親の	
した年								仂	種類	
育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日								申請者との 続柄又は関係	専門里親でない	
£	肥	肥	肥	肥	跇	肥	跚	莊	植	
ēù.	ф	ф	ф	ф	ф	ф	, \$\psi\$	別	育里	
みの年月	年	年	年	年	年	年	年	生年	親	
	且	且	旧	旧	旧	且	Ш	田	畑	
	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	専門里親	
年								職業		
且								健康状態		
Ш								쏐		

該当する には、V印を記入すること。

 \mathbb{H}

- 門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日」の欄は、 して養育里親名簿の登録を受けようとする場合に記入すること。 「児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当する事 「児童福祉法施行規則第1条の36第3号の要件に該当する事実」 専門里親と 及び「専
- 次に掲げる書類を添付すること。
- 申請者及びその同居人の履歴書
- 申請者の居住する家屋の平面図

3 2

- 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- する書類 る書類及び専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証す 祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証す 専門里親として養育里親名簿の登録を受けようとする者にあつては、 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証 児童福
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする

4

9 第29号様式 (第23条関係) 6

養育里親調査書

(裏)

(無

Ή̈́			る事項	者に関す	里親申込	養育				ᆲ
用紙の大きさは、	児童養育 の熱意及 び方針	申込動機	健康状態	絡	職	年月	Ж		中	調査機関
大台	意為什么人	力機	大態	潔	牃	Ш	加		所	
핝								横		
						年		型外		
X 工 業						J		₩		
規格						月		親		
A 4 %						П (_ 		
長人								说。		
日本工業規格A4縦長とする。						藏)		者(調査年月日
o								橅		押日
						年		型外		(2)
								HE		
						月		親		年年
						Ш		#		
										田田
						ℯℯ		者分		шш

調査機関の意見	3	γ (+		4	の状況等	~ 囲	回				
調査の結果年	その他必要と思われる事項	近隣の地域 的・社会的 状況	住居の状況	家庭の経済 状況	同居人の児 童養育に対 する考え方	5	4	ω	2		я
											加
次の理由に月日											続柄又は関係
日 日 こより適当						男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	性別
当と認めます。						年月	年月	年月	年月	年月	生年月
्रे						Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш
											年勝
[銀炭
児童相談所長											経歴
所長											職業・就 学状況

事業の種類及び内容

第二十五号様式を第二十六号様式とする。

第二十四号様式中「第21条」の次に「、第22条」を加え、「児童自び生活援助事業開始届書」を「児童自び生活援助事業等(一時預かじ事業)開始届書」に、「児童自団生活援助事業を」を「児童自立生活援助事業等(一時預かじ事業)を」に改め、「事業の」の次に「種類及び」を加え、同記の8を同記の1とし、同記の7中「、所在地及び入所定員」を「及び所在地(並びに利用定員)」に改め、同7を同記の8とし、同8の次に同記の9として次のように加える。

建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

のように加える。第二十四号様式の記中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に4として次

4 運営規程

第二十四号様式の注を次のように改める。

- 一時預かり事業を行おうとする者にあっては、記の4に掲げる事項の届出を要しない。
- 記の7及び9に掲げる事項の届出は、一時預かり事業を行おうとする場合に要する。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式ずつ繰り下げる。第二十四号様式を第二十五号様式とし、第二十一号様式から第二十三号様式までを

第十八号様式から第二十号様式までを削る。

│ する。 │ する。 | 第十七号様式の四中「※12※♡2」を「※13※」に改め、同様式を第二十号様式と

> る。 第十七号様式の三中「꽮12꽒の 5」を「꽮13꽒」に改め、同様式を第十九号様式と

する。

する。 第十七号様式の二中「※12※の2」を「※13※」に改め、同様式を第十八号様式と

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)